明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（三一八）　二

〔省　令〕

○輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業七七）　二

〔告　示〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件（デジタル庁六）　六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件（デジタル庁・総務一二）　一五

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する件（同一三）　一五

○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（経済産業一七二）　一五

本号で公布された法令のあらまし

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三一八号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする軍用の化学製剤の原料となる物質等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の三関係）

2　この政令は、令和四年一〇月七日から施行することとした。